

令和7（2025）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会 会議録

会議名称 令和7（2025）年度 第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会

日 時 令和7（2025）年5月14日（水）午前9時30分開会 午前10時10分閉会

会 場 大田原市役所 101 会議室

出席者

●選定委員

●事務局

氏 名	役 職	氏 名	役 職
篠山 充	教育委員会教育長	君島 敬	教育部長
小林 朋子	教育委員会教育委員	萩原 孝夫	学校教育課長
菊地 孝行	区長連絡協議会副会長	植竹 勉	学校教育課学校教育係長
越井 二郎	自治公民館連絡協議会長	新井 智幸	学校教育課指導主事
江連 悦子	大田原市小中学校長会長	内海 知恵	学校教育課指導主事
津久井裕美子	P T A連絡協議会		
大豆生田忠勝	P T A連絡協議会		

事務局：定刻になりましたので、ただ今から、令和7（2025）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会を開会いたします。

事務局：はじめに、選定委員会運営要綱第4条第2項によりますと、「会長は、教育長の職にある者をもって充て」とあります。よって、教育長が会長となります。篠山会長より御挨拶を申し上げます。

会 長：皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しいところ、本市の小中学校教科用図書選定委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から本市教育の振興のために御尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日開催の選定委員会は、教育委員会の諮問を受け、小中学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書の選定について、調査研究を行い、その結果を教育委員会に答申するという役目がございます。申し上げるまでもなく、教科書は、各学校の授業における主たる教材として、重要な役割を果たしております。選定にあたっては、本市の子供たちにとって最も適した教科書が採択できますよう、協議を進めてまいります。

現在、小学校では、令和5年度に採択した教科書を使用しております。中学校においては、昨年度、採択した教科書を使用しております。通常の学級で使用する教科書につきましては、原則4年間、同一の教科書を使用することとされております。特別支援学級で使用する教科書の採択につきましては、毎年行うこととされております。従いまして、今年度の採択につきましては、特別支援学級で使用する教科用図書の採択のみとなります。

在籍している児童・生徒は様々です。それぞれの子の特性に合った指導ができると考えられる図書につきましては、一般図書からも採択し、教科書として使用することができます。一

つにしぼるのではなく、指導に生かせるものについては、すべて選んでいただくこととなります。

委員の皆様には本日と7月15日の2回、選定委員会にお集まりにいただき、御意見を頂戴する予定でございます。本市の子供たちにふさわしい教科書採択ができますよう、本委員会の慎重な審議をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、本日の出席者を御紹介いたします。本日お配りした資料の1ページに選定委員会の名簿がございますので、私の方から名簿の順に御紹介いたします。

大田原市教育委員会 篠山 充 教育長です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

大田原市教育委員会教育委員 小林 朋子 様です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

大田原市区長連絡協議会副会長 菊地 孝行 様です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

大田原市自治公民館連絡協議会長 越井 二郎 様です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

大田原市小中学校長会長 江連 悦子 様 は、本日所用の為、遅れての参加となります。

大田原市PTA連絡協議会 津久井 裕美子 様です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

大田原市PTA連絡協議会 大豆生田 忠勝 様

(はい。よろしくお願いいたします。)

続いて事務局職員を御紹介いたします。

教育部長の君島です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

学校教育課指導主事の新井です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

学校教育課指導主事の内海です。

(はい。よろしくお願いいたします。)

私、学校教育課長の萩原です。よろしくお願いいたします。

事務局：ここで、令和7年度の副会長指名に入ります。副会長は、選定委員会運営要綱第4条第2項により、「会長が委員の中から指名する。」とありますので、会長より副会長の指名をお願いします。

会 長：小林 朋子 委員 をお願いいたします。

委 員：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、5の確認事項及び6の協議事項に入りますが、選定委員会運営要綱第6条第1項により、「会長が会議の議長となる。」とありますので、ここからは議長を会長をお願いいたします。

会 長：では、(1)の大田原市立小中学校教科用図書選定委員会運営要綱について事務局より説明をお願いします。

事務局：2ページをご覧ください。「資料1」の大田原市立教科用図書選定委員会運営要綱にしたがいまして、何点か確認させていただきます。第1条で「大田原市立小中学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するため」と、選定委員会設置の目的が述べられています。第2条では「当選定委員会は、教育委員会の諮問を受けて、教科用図書の選定について調査及び検討を行い、その結果を答申する」と、何をするのかということが述べられています。第3条では、選定委員会の組織について述べられており、今回、皆様へ委嘱をさせていただきます。第5条では、委員の任期について、「採択事務の完了の日までとする」とあります。採択の事務が完了した日というのは、第2回選定委員会終了後、後日開催される教育委員会での採択までということになります。第7条では、会議の公開・非公開について述べられ、第2項では「前項の規定にかかわらず、選定委員会の議決及び、第9条第3項に規定する大田原市立小中学校教科用図書調査員会の結果報告に関する部分は、非公開とする」と述べられています。当規定により本日の第1回は、すべて公開となりますが、第2回の選定委員会では、議決や、調査報告については非公開となります。次のページをご覧ください。第8条では、「会議の議事録及び次条第3項の結果報告に係る資料について会議の終了後遅滞なく公表する」と議事録の公開について述べられております。第9条では、選定の資料とする調査研究資料を作成するための大田原市立小中学校教科用図書調査員会について規定されています。第2項では、「調査員は会長が任命する」ということ、第4項では、「調査員会の会議及びその氏名は非公開とする」ということが規定されています。第10条では、「調査員の守秘義務」について規定されています。選定委員会運営要綱については、以上となります。

会 長：事務局の説明に対して、何か質問はございませんか。なければ次に進みたいと思います。それでは、確認事項の(2)「令和8年度使用教科用図書選定について」から(6)「令和8年度使用教科用図書採択希望調査の実施について」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：では、(2)の令和8年度使用教科用図書の選定について確認いたします。5ページ「資料2」をご覧ください。こちらは、選定に関しての基本方針等について述べられているものになります。まず、1採択の基本方針の(1)採択の基本ですが、(ア)から(エ)の事項を基本として調査研究し、学習指導要領にのっとり、大田原市の児童生徒に最も適応する教科用図書を選定する、ということの基本方針としております。(2)選定・採択の権限については、選定委員会において、教科ごとに1種選定とあります。また、特別支援学級用図書については適切なものを全て選定となります。採択については教育委員会が行うということになっております。次に、2選定の方法の(2)本年度選定・採択する令和8年度使用教科用図書についてですが、今回は、小・中学校特別支援学級用教科用図書の選定となります。次のページをご覧ください。3調査員の組織及び運営の(1)調査員を置く部会及び選出人数は表のとおりです。また、(2)にありますように、栃木県教科用図書選定審議会の調査員を引き続き調査員として委嘱いたします。また、(3)にありますように、調査員会には、種目ごとに

十分調査・協議し、調査研究資料を作成したうえで、その結果を委員会に報告していただくことになっています。最後に、4採択希望調査の実施についてですが、市内小中学校の先生方には、後ほど確認いたします教科書展示会に行っていただいたうえで、希望調査を実施いたします。(2)令和8年度使用教科用図書の選定については以上です。

事務局：続いて、令和7年度教科用図書選定・採択事務日程について、確認させていただきます。7ページ「資料3」をご覧ください。本日5月14日が第1回選定委員会でございます。調査員会については、2回実施することといたします。調査員会の日程は非公開です。御覧になり、確認するだけにとどめていただければと思います。また、6月5日～7月8日の期間に開催されます教科書展示会には、委員の皆様にはぜひ足を運んでいただけますようお願いいたします。後ほど詳しくご説明いたします。7月15日の第2回選定委員会で選定し、7月16日の市教育委員会にて採択するということとなります。(3)の令和7年度教科用図書選定・採択事務日程については以上です。

事務局：続いて、8ページ「資料4」をご覧ください。令和7年度使用教科用図書採択一覧表についてです。これは、市内小中学校で現在使用されております教科書です。上が小学校で、下が中学校で使用されている教科書一覧となっております。9ページ及び10ページは、本年度の小学校特別支援学級用教科用図書一覧となっております。表の上の方の欄で星印(☆)がついているものは、文部科学省著作の教科書です。その下の欄は一般図書となっております。11ページ及び12ページは、中学校特別支援学級用教科用図書一覧です。(4)の令和7年度使用教科用図書採択一覧表については以上です。

事務局：続いて、令和8年度使用教科用図書調査研究資料について説明します。本日は資料がございません。調査研究資料については、県の資料に準じて作成いたします。県ではまだ調査研究中で、その様式がまだ外に出ていない段階ですので、第2回の選定委員会で説明させていただきます。(5)の令和8年度使用教科用図書調査研究資料については以上です。

事務局：続いて、13ページ「資料5」をご覧ください。令和8年度使用教科用図書採択希望調査の実施について確認いたします。14、15ページは、小学校・中学校の特別支援学級用図書の希望調査の様式です。市内には、特別支援学級を設置している学校が分校も含めて小学校に16校、中学校に9校の計25校ございます。設置している学校に希望を調査いたします。(6)の令和8年度使用教科用図書採択希望調査の実施については以上です。

会長：(2)～(6)について、事務局から説明がありましたが、質問はございますか。

委員：ありません。

会長：では、御質問等ないようですので、次に移ります。(7)その他について、事務局お願いいたします。

事務局：(7)その他にある3つの項目について、一括で御説明させていただきます。まず、16ページ「資料6」教科書展示会の開催について確認いたします。教科書展示につきましても、17ページにありますとおり、事前展示と法定展示とがございます。法定展示は国

の指示により 14 日間の期間を取ることになっております。事前展示については採択地区ごとに任されているところですが、こちらも実施いたします。なお、教科書センターは、栃木県那須庁舎 2 階にございます。教科書展示会開催については以上です。

続きまして、19 ページ資料 7 についてご説明いたします。20 ページから文部科学省初等中等教育局長より出されている、「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知がございます。

21 ページをご覧ください。「1 教科書採択の公正確保の徹底について」では、(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について、(ア) 選定することが不相当といえる者 について、5 行目後半から「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」は委員となることができないとされている」とあります。また、そのあとにも「教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」を選任することは不相当であることとあります。そのあとの○印のところですが、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しないものであっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選任することは不相当であること」とあります。この点について、本市においては、調査員の皆様すべてに確認をしております。ほか、23 ページ (4) 教科書見本の取扱いについて 24 ページ (5) 過大な宣伝活動等への対処について 26 ページ (6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について 29 ページ (7) 文部科学省への情報提供について などが示されています。29 ページの 2. 教科書採択方法の改善については、(1) 採択権者の判断と責任についてや、31 ページ (3) 教科書の調査研究の充実等についてが示されています。とくに、31 ページ (3) の (イ) 静ひつな調査研究の環境の確保 について、2 行目ですが、「静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とあります。本市において行われる 2 回の調査委員会においては、会の開催自体を校内においても公表することなく、調査研究に集中できる環境を整えてまいります。33 ページをご覧ください。こちらは文部科学省から各教科書発行者へ出された通知です。公正確保の徹底を求める内容となっております。

続きまして、40 ページの資料 8 をご覧ください。こちらは文部科学省初等中等教育局教科書課長名で出されている「令和 8 年度使用教科書の採択事務処理について」の通知でございます。こちらの内容に準じて粛々と採択事務を進めてまいります。これら採択に関する留意事項につきましては、調査員会の折にも調査員への確認を行うことにいたします。以上です。

会 長：ここまでの説明で質問はございますか。

委 員：ありません。

会 長：では、御質問等ないようですので、協議事項に移ります。(1) 令和 7 年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員について、事務局、お願いします。

事務局：(1) 令和 7 年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員についてです。別紙で配付された「取扱注意」の資料をご覧ください。こちらにお名前のある方々を推薦いたします。調査員として任命してよろしいかどうか、お諮りいたします。なお、委員名については非公

開です。御意見をいただく場合には、お名前や学校名は伏せたうえで、御意見をいただけますようお願いいたします。

会 長：まず、1の(1)の調査員の任命の件についていかがでしょうか。

委 員：事務局にお任せいたします。

会 長：では、こちらの調査員の方々にお願いします。

会 長：次に、第2回選定委員会について事務局の説明をお願いします。

事務局：50ページをご覧ください。まず、1の選定の方法、日程についての(1)の選定の方法ですが、各教科の調査員代表者から報告のあと報告内容について質疑を行います。その後、協議、議決を行います。(2)選定の日程については、9時30分開始、10時30分終了予定となっております。詳細については、当日、御説明いたします。3のその他の各校への希望調査の結果の取扱いについてですが、こちらにつきましては、その結果に拘束されるものではなく、あくまでも参考にするものと捉えていただきたいと思います。以上、お諮りいたします。

会 長：では、6の(2)選定における調査員の報告、協議、議決の方法についてはいかがでしょうか。

委 員：異議ありません。

会 長：それでは、原案通りに進めていくということにいたします。なお、調査員の報告の内容は選定の際、参考となるわけですが、最優先されるものではないことを確認いたします。あくまでも選定委員会で議決するということになります。

会 長：それでは、情報公開について、事務局より説明をお願いします。

事務局：51ページの傍聴要領をご覧ください。少しお時間をとらせていただきますので、まずはお読みいただきたいと思います。なお、要綱で確認いたしました但、第2回の委員会については、報告・議決の部分は非公開となり、委員の皆様の協議は公開になります。52ページの開示要領をご覧ください。こちらについても、まずはお読みいただきたいと思います。開示請求する場合、大田原市情報公開条例に基づき請求するということになります。開示できるものについては(2)に記載されているとおりでございます。また、開示にあたっては、事前に事務局で十分に確認し、個人の情報や非開示とする部分は削除することになります。以上でございます。

会 長：何か御質問や御意見はございませんか。

委 員：ありません。

会 長：全員異議なしと認め、原案通りといたします。事務局から、その他ということで、何かございますか。

事務局：本日、皆様にお配りしております「取扱注意」と右上に書かれた「令和7年度大田原市教科用図書選定委員会調査員」の資料についてですが、調査員の氏名は非公開となっていることから回収をさせていただきたいと思います。お帰りになる際、こちら資料は、そのまま机の上に置いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長：委員の皆様から何かございますか。

委 員：ありません。

会 長：では、以上で協議を終了いたします。ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局：御協議ありがとうございました。では、資料の1ページにお戻りください。大田原市小中学校長会長 江連悦子様をご紹介します。

委 員：よろしくお願いいたします。本日は遅れて申し訳ありませんでした。

事務局：以上で令和7年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。